

## 鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成17年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成19年3月9日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺  
鳥取県監査委員 井 上 耐 子  
鳥取県監査委員 上 村 忠 史  
鳥取県監査委員 福 間 裕 隆

### 第1 報 告

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）については、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 県が、原則として、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を5,000万円以上交付している団体又は単県補助金等を2,000万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）については、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 公の施設の管理を委託している団体（以下「管理委託団体」という。）については、関係法令等を遵守し、委託業務を行う上で公の施設の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

##### (2) 監査の実施方法

監査は、監査実施機関に出向き、関係書類、事務・事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を受けることを基本として実施した。

##### (3) 監査実施機関の数

区 分	監査対象機関の数	監査実施機関の数
出資団体	41団体	20団体
補助金等交付団体	96団体	31団体
管理委託団体	16団体	6団体
合 計	115団体	35団体

(注) 合計の数値は、出資団体、補助金等交付団体及び管理委託団体の数のうち、重複する団体の数を除いた数値である。

##### (4) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 石 差 英 旺  
同 井 上 耐 子  
同 上 村 忠 史  
同 福 間 裕 隆

#### 2 監査結果

(1) 概要

全体としては概ね適正に処理されていたが、一部の支出事務、契約事務、補助金等の執行に関する事務及び公の施設の管理委託事務の処理について、不適正なものでその度合いが重大なものを(2)の実施機関別の状況に指摘事項として記載するとともに、これを改めるよう該当する団体を指導することを求めることとした。

また、次に掲げるものを、注意事項(事務処理について改善を要すると認められた事項のうち指摘に至らない比較的軽易なもの)として、別途文書により該当する団体を指導することを求めることとした。

ア 予算事務

予算執行計画の未作成その他予算事務手続の不適正

イ 収入事務

納入通知書の未作成その他の収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

支払いの遅延その他の支出事務手続の不適正

エ 契約事務

予定価格の未決定、契約書記載内容の不適正その他の契約事務手続の不適正

オ 補助金等の執行に関する事務

変更承認申請書の未提出その他の補助金等の執行に関する事務手続の不適正

カ 財産管理事務

郵券類の管理の不適正その他の財産管理事務手続の不適正

キ その他

会計帳簿の未整備、計算書類の注記の不備その他の事務手続の不適正

(2) 実施機関別の状況

ア 総務部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
学校法人鳥取家政学園	平成18年12月21日	補助金等	232,100,422円
学校法人翔英学園	平成18年11月21日	補助金等	666,200,742円
学校法人 i s m	平成18年11月21日	補助金等	24,058,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を指導されたい。

〔指摘事項〕

鳥取県私立高等学校運営費補助金のうち情報教育推進事業(パソコンのリースに対する補助)について、補助対象外経費(基準を超えたパソコンの台数分のリース経費)を補助対象としていたため、補助金が過払いとなっていた。(学校法人翔英学園:所管 教育・学術振興課)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に、文書により通知するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

イ 企画部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人とっとり政策総合研究センター	平成18年12月21日	出資金額	1,100,000,000円
		出資比率	92.6%
		補助金等	96,999,814円
智頭急行株式会社	平成18年12月20日	出資金額	152,500,000円
		出資比率	33.9%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を指導されたい。

〔指摘事項〕

概算払いされた旅費について、返納を伴う精算が大幅に遅延しているものがあった。(財団法人とっとり政策総合研究センター：所管 政策企画課)

高速道「姫路鳥取線」活用方策検討調査委託契約について、当該法人の財務規程に基づく予定価格が決定されていなかった。(財団法人とっとり政策総合研究センター：所管 政策企画課)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に、文書により通知するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

ウ 文化観光局所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
		出資金額	
財団法人鳥取童謡・おもちゃ館	平成18年12月21日	出資金額	12,000,000円
		出資比率	50.0%
		補助金等	658,740円
		委託料	80,971,740円
財団法人とっとりコンベンションビューロー	平成18年12月19日	出資金額	500,000,000円
		出資比率	51.4%
		補助金等	70,972,304円
		委託料	88,210,019円
財団法人鳥取県観光事業団	平成18年12月20日	出資金額	500,000円
		出資比率	100%
		補助金等	58,409,980円
		委託料	865,199,248円

(注) 委託料とは、公の施設の管理に係る委託料をいう。以下同じ。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を指導されたい。

〔指摘事項〕

鳥取砂丘こどもの国園内階段工・車椅子乳母車専用通路工業務委託契約等について、当該法人の財務規程に基づく予定価格が決定されていなかった。(財団法人鳥取県観光事業団：所管 観光課)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に、文書により通知するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

エ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
		補助金等	
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	平成19年1月10日	補助金等	1,347,754,870円
		委託料	6,535,920円
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	平成19年1月10日	補助金等	207,918,405円
		委託料	34,349,611円
社会福祉法人あしーど	平成18年11月21日	補助金等	54,455,000円
社会福祉法人こうほうえん	平成18年11月21日	補助金等	300,793,483円
社会福祉法人親誠会	平成18年12月19日	補助金等	46,332,000円
社会福祉法人博愛会	平成18年11月21日	補助金等	4,440,575円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を指導されたい。

〔指摘事項〕

社会福祉法人鳥取県厚生事業団に管理を委託している施設（鹿野かちみ園）で生じた生産物収入について、県に払い込むべきものが払い込まれないで当該団体の収入となっていた。（社会福祉法人鳥取県厚生事業団：所管 障害福祉課）

鳥取県立障害者体育センターの管理に係る委託料について、管理委託の対象外経費（補助職員が社会福祉法人鳥取県厚生事業団の所有するしらはま交流センターに従事する部分の件費）を含めていたため、委託料が過払いとなっていた。（社会福祉法人鳥取県厚生事業団：所管 障害福祉課）

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に、文書により通知するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

オ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	平成18年12月19日	出資金額	600,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	22,229,994円
鳥取県住宅供給公社	平成19年1月10日	出資金額	4,000,000円
		出資比率	100%
社会福祉法人ソウエルよどえ	平成18年12月19日	補助金等	129,944,712円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に、文書により通知するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

カ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県信用保証協会	平成19年1月10日	出資金額	3,380,837,052円
		出資比率	32.3%
		補助金等	350,018,236円
財団法人鳥取県産業振興機構	平成19年1月10日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	52.0%
		補助金等	677,636,888円
財団法人ふるさと鳥取県定住機構	平成18年12月21日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	50.0%
		補助金等	8,753,177円
鳥取県中小企業団体中央会	平成18年12月20日	補助金等	114,674,552円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に、文書により通知するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

キ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
		出資金額	補助金等
財団法人鳥取県農業開発公社	平成18年12月21日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	584,331,832円
財団法人鳥取県農業担い手育成基金	平成18年12月20日	出資金額	250,000,000円
		出資比率	49.9%
		補助金等	30,096,000円
社団法人鳥取県畜産推進機構	平成18年12月20日	出資金額	45,000,000円
		出資比率	33.5%
		補助金等	59,629,017円
社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会	平成18年12月21日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	42.5%
		補助金等	5,960,000円
財団法人鳥取県畜産振興協会	平成18年12月20日	出資金額	101,060,000円
		出資比率	33.6%
		補助金等	83,142,000円
財団法人鳥取県林業担い手育成財団	平成18年12月21日	出資金額	279,100,000円
		出資比率	39.8%
		補助金等	9,687,157円
財団法人鳥取県造林公社	平成19年1月10日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	250,240,598円
財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金	平成18年12月21日	出資金額	275,000,000円
		出資比率	45.8%
鳥取中央農業協同組合	平成18年12月19日	補助金等	2,999,000円
智頭町森林組合	平成18年12月20日	補助金等	45,093,343円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を指導されたい。

〔指摘事項〕

農業経営対策事業費等補助金（新規就農者総合支援事業（就農相談窓口設置事業））について、平成18年5月に購入した切手代を平成17年度予算で経理し、補助対象経費に含めていたため、補助金が過払いとなっていた。（財団法人鳥取県農業担い手育成基金：所管 経営支援課）

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に、文書により通知するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

ク 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
		出資金額	補助金等
財団法人鳥取県体育協会	平成19年1月10日	出資金額	500,000円
		出資比率	42.1%
		補助金等	177,147,705円
		委託料	723,720,863円
第19回全国スポーツ・レクリエーション祭鳥取県	平成19年1月10日	補助金等	77,169,815円

実行委員会			
鳥取県高等学校文化連盟	平成18年11月21日	補助金等	22,847,260円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に、文書により通知するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

ケ 警察本部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人暴力追放鳥取県 民会議	平成19年12月21日	出資金額	260,281,000円
		出資比率	58.4%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に、文書により通知するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

第2 監査意見

1 総務部

私立専修学校運営費補助金（技能教育施設関連事業）の見直しについて（教育・学術振興課）

学校法人ismが設置する若葉学習会専修学校は、広域通信制高校のクラーク記念国際高等学校と技能連携し、不登校経験者等の生徒を多く受入れ、そのハンディキャップを克服させて、更に上級学校へ進ませるなど生徒の教育指導に多大な成果を上げている。

当該専修学校では、私立専修学校運営費補助金（技能教育施設関連事業）により、私立高校に対する補助金と同様に、前年度決算額（人件費、教育管理費及び設備管理費）の2分の1に相当する額の補助金を受けている。

しかしながら、当該専修学校の入学生についてみると、不登校経験者等の生徒の割合が他の県内の私立高校に比べて非常に高く、学習指導その他の対応に時間がかかり、人的労力をより必要としているのが実情である。

については、県は、このような多様な指導・対応を必要とする生徒が多い専修学校に対しては、教職員がこれらの生徒の教育指導を効果的に行えるよう、補助金の算出方法の見直しについて検討されたい。

2 企画部

智頭急行株式会社の運営上の課題の解決について（交通政策課）

智頭急行株式会社（以下「会社」という。）は、昭和61年に設立され、平成6年の開業以来の好調な特急列車の利用に支えられて、平成18年度には第3セクターの鉄道会社として初めて株式配当を行うなど経営は順調であるが、次のような運営上の課題を抱えていると考えられる。

会社設立以来、慣例的に総務課長の職に鳥取県職員の派遣を2～3年のサイクルで受け入れているが、会社のさらなる発展のためには、鉄道に詳しい職員を採用した方がよいのではないと思われる。会社発足当初は、鳥取県との密接な連携が必要であり、それなりの効果もあったと思われるが、現在では会社設立から約20年が経過しており、その効果について改めて検証し、今後の対応について検討すべきであること。

近年、普通列車の乗客の減少が著しい状況にある。これは岡山県英田郡大原町（現美作市）にあった県立高校が廃止されたことなど様々な要因があると思われるが、会社設立から相当年数が経過し、当初の燃えるような沿線周辺住民のマイレール意識（地域の鉄道を愛する意識）が薄れたことも一因と思わ

れる。特に、マイレール意識の向上は乗客の増加にとって重要なことであるので、沿線周辺住民に対するPR活動等、会社の一層の営業努力が必要であること。

については、県は、会社に対し、これらの課題の解決に向けて働きかけられたい。

### 3 文化観光局

財団法人鳥取県観光事業団の会計事務の適正化について（観光課）

財団法人鳥取県観光事業団（以下「事業団」という。）は、会計処理の一元化等を図るため、平成17年4月に本部事務局内に会計センターを設置し、会計事務の改善に努めているところである。しかし、このたびの監査において、見積書や支払請求書の日付が空欄となっていたり、契約書の記載内容に誤りがあるなど会計事務に関する初歩的なミスが見受けられた。また、契約手続については、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の例により行うこととなっているが、予定価格の未決定や競争入札すべき業務が随意契約となっていたことなど適正な契約事務が行われていない状況が見受けられた。

については、県は、事業団に対して、各施設も含めた会計事務についての内部チェック体制と研修体制の一層の充実を図るよう指導されたい。

また、事業団が管理しているとっとり花回廊においては、釣銭として毎日定額の大金を準備している。

しかし、ゴールデンウィーク等の繁忙期と冬期等の閑散期では必要な釣銭の額に大きな開きがあることから、その時期に応じた必要額を準備しておくべきものと思われる。

については、県は、事業団に対して安全な現金管理の観点から、その時期に必要な額の釣銭を準備することを指導されたい。

また、釣銭及び小口現金の取扱いは、現在、財務規程に定められていないので、これらの取扱いがより適正に行われるよう財務規程に規定することを指導されたい。

### 4 生活環境部

鳥取県住宅供給公社の保有する崎津住宅用地の管理及び赤碕団地の販売促進について（住宅政策課）

鳥取県住宅供給公社（以下「住宅公社」という。）は、厳しい経営環境の中で、経営努力を重ね業務のスリム化や組織・人員の削減を実現し、現在は、保有する宅地の販売を事業の中心に据え、残区画の販売に努力しているところである。

住宅公社が保有する崎津住宅用地（米子市）は、平成11年3月の財団法人崎津地区開発公社解散に伴い鳥取県と米子市で分担して引き受けることとなった未処分地であり、県は、責任を分担した未処分地のうち住宅用地を資金の貸付けを条件として住宅公社に引き受けさせたものである。しかし、この住宅用地は、県西部地域の宅地事情を考えれば今後も事業化できる見込みがないものと思われ、住宅公社にとっても大きな負担が今後延々と続くこととなる。

については、県は、この住宅用地を住宅公社から買い取り、県の責任において、住宅に限らず幅広く利用方法を検討しつつ、県有地として適正に管理することについて検討されたい。

また、住宅公社が保有する住宅団地の中で地域定住を目的とした赤碕団地（琴浦町）においては、現時点で130もの大量の区画が残存している。住宅公社は琴浦町と平成24年度末における残区画を町が引き取る旨の協定を結んでおり、住宅公社にとっては、最終的には負担にならないものであるが、残区画が大量となった場合には、当初の地域定住の目的が達成されないこととなる。

については、県は、住宅公社に対し、今後も積極的に赤碕団地の販売促進について一層の努力を行うよう引き続き働きかけられたい。

### 5 商工労働部

財団法人鳥取県産業振興機構の運営上の課題の解決について（産業開発課）

財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）は、県内産業の高度化・情報化、企業の創業・経営革新等の支援を行い、本県の経済的発展に貢献している。

しかし、機構には、次のような運営上の課題があると考えられる。

機構の組織は、平成12年に3つの財団法人（鳥取県中小企業振興公社、鳥取県工業技術振興協会、鳥取県中小企業情報センター）が統合されて設立されたものであり、事業の多様化に伴って次々と改編され、現在は7部・室1支部となっているが、業務内容が類似している部・室もあり、組織の合理化を図る必要があること。

賛助会員は、設立当初に比べ約2倍の700社となり徐々に増加してきたものの、県内の総事業所数と比較して、必ずしも多いとは言えない状況と思われる。賛助会員の払う会費は、機構が事業を円滑に行っていくうえで不可欠で貴重な自主財源であり、賛助会員の加入増について一層の努力が必要であること。

機構は、平成12年と比較的最近になって設立された団体であるが、その名称、位置、機能等について、企業をはじめ県民にあまり知られていないのではないかと思われる。特に、隣接する県の施設である鳥取県産業技術センターとの混同も懸念されるため、今後広く広報活動を行い、機構について一層理解してもらおうようにすべきであること。

については、県は、機構に対してこれらの課題の解決に向けて働きかけられたい。

## 6 農林水産部

### (1) 農地保有合理化事業等業務委託契約の契約事務の適正化について（経営支援課）

財団法人鳥取県農業開発公社（以下「農業公社」という。）は、農地保有合理化事業等の業務の一部を市町村に委託している。

その業務の委託に当たっては、「農地保有合理化促進対策費補助に係る都道府県公社の業務の執行について（昭和62年9月21日付農林水産省農政課長通知）」に基づき市町村と契約を締結している。

しかし、この契約事務について監査したところ、次のような不適正な事項が見受けられた。

各市町村とも農業公社が示した一律の様式を使用し、実際には実施しないものまで契約の内容としてあげられていること。

委託費は農業公社が委託業務細目ごとに定める基準により算出され、年間事業計画書の収支予算欄に委託費等の金額を記載しなければならないが、これが全く記載されていないものがあったこと。

については、県は、農業公社に対して、契約事務の適正化について指導されたい。

### (2) 予防接種に係る農家負担金の会計処理の改善について（畜産課）

社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会（以下「協会」という。）は、主要な事業として、国、県と一体となって、家畜に対する予防接種を実施している。

この予防接種は、協会から指定された獣医師（以下「指定獣医師」という。）がワクチン等の予防接種を行い、協会はこれに対して関係農家から支払われる負担金を年間で約5,500万円（平成17年度決算）取り扱っている。

しかし、この予防接種に係る農家負担金（以下「負担金」という。）の会計処理については、次のような課題があると考えられる。

農家から協会に納入される負担金の会計処理の方法は、請求を協会支部（鳥取・倉吉・西部家畜保健衛生所内）が行い、協会支部への支払いは農家の直接振込又は農業協同組合貯金口座からの振替で行われるものや、請求を指定獣医師が行い、協会支部への支払いは農家の農業協同組合貯金口座からの振替で行われるものなど様々な方法でなされている。

本来、こうした会計処理は、協会において一定の方法を定めて行われるべきものであり、協会は、農家等の関係者の意見も十分聴取しつつ、諸手続きの確実性、迅速性、効率性等を考慮し、最適な会計処理方法を確立すべきであること。

負担金が協会事務局（農林水産部畜産課内）に最終的に振り込まれるのは、農家が納入した1月から2月程度の後となっているが、この原因の一つとして、協会支部が口座振込手数料を節減するため、協会支部に支払われた負担金の一定金額がまとまるのを待って協会事務局へ振り込んでいることがあ



る。

しかしながら、昨年末から同一銀行間のキャッシュカードによる振込については、口座振込手数料が無料となっており、協会は、このような手数料無料の口座振込の方法を活用することなどによって、会計処理をより速やかに行うべきであること。

協会は、負担金が農家から納入され最終的に協会事務局に振込まれるまでの一連の会計処理に関する規程を定めておらず、また、内部のチェック体制も十分整備されていない状況である。

農家が納入した多額の負担金を適正に会計処理するため、会計処理規程や内部チェック体制は重要であり、協会はこれらを速やかに整備すべきであること。

については、県は、協会に対し、これらの課題の解決に向けて働きかけられたい。

### (3) 財団法人鳥取県造林公社の現状と取組みの広報について（林政課）

財団法人鳥取県造林公社（以下「造林公社」という。）については、累積債務が平成14年度末で約285億円に達し、そのまま推移すれば平成77年度には578億円もの損失が見込まれるため、県は平成14年12月に造林公社の見直し案を作成した。造林公社は、現在、この見直し案に基づき、分収割合の変更（造林公社：地権者6：4 8：2）及び伐期の延長（60年 80年）について、地権者の了解を得るべく懸命の努力をしているところである。

しかし、材木価格の将来見通しが不透明であることから、地権者の理解が得られていない状況である。植林した樹木の管理は、契約に基づき、今後とも適正に行わなければならない、造林公社が事業を継続していくためには、見直し案を着実に実施していくべきものと考えられる。

また、森林は、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止、生物多様性の保全、洪水や渇水の緩和、水質の浄化、土砂の流出や崩壊の防止、木材の供給など、人類の生存にとって不可欠である様々な機能を発揮するものであり、地球環境の保全に大きな役割を果たしている。

については、県及び造林公社は連携して、造林公社の現状と取組みについて、地権者をはじめ、一般県民に理解が得られるよう情報公開を進めるとともに、今以上に幅広く広報活動を行い、世論を盛り上げていくよう努められたい。

## 7 教育委員会

鳥取県高等学校文化連盟の財務規程の制定及び事務局体制の充実について（高等学校課）

鳥取県高等学校文化連盟（以下「連盟」という。）は、鳥取県高等学校総合文化祭の開催や全国高等学校総合文化祭への生徒の参加の支援を行う等、県内の高等学校における文化活動の発展に貢献している。

しかし、連盟の財務会計についてみると、勘定科目、収入・支出手続、契約手続、帳簿の整備等について何ら定められておらず、会計処理手続の根拠が不明確な状況が見受けられた。

また、連盟事務局の会計処理手続は連盟会長の所属する高校の事務長が主に行っているが、その業務量はかなりあるものと思われる。

については、県は、県補助金の執行に当たって透明性や競争原理の導入等をより推進し、適正かつ効率的な会計処理を図る観点から、連盟に対して、その実態を踏まえた適切な財務規程を制定するように働きかけるとともに、当該規程に沿った適確な会計処理が行われるよう連盟事務局体制の充実に向けた支援を行われたい。